

10月1日から

障害者虐待防止法の施行

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が10月1日から施行されます。

この法律は、障害のある方を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するための法律です。

対象となる障害のある方

- 身体障害のある方
- 知的障害のある方
- 精神障害のある方
- そのほか心身の機能に障害があり、障害や社会的障壁により日常生活や社会生活が困難な方

虐待の定義

養護者による虐待：障害のある方の家族や親族などによる虐待のこと

福祉施設の従事者などによる虐待：障害者福祉施設や障害福祉サービス事業などに係る業務に従事する職員による虐待のこと

使用者による虐待：障害のある方を雇用する事業主などによる虐待のこと

虐待の種類

- 身体的虐待：殴る、蹴るなどの暴力や理由もなくベッドなどに縛り付ける身体拘束など

- 性的虐待：わいせつな行為をしたり、させたりすることなど
- 心理的虐待：怒鳴ったり、暴言を浴びせたりすることなど

- 放棄・放任：食事や排せつなどの世話をしない放置行為など
- 経済的虐待：勝手に財産や預貯金を使うなど

虐待に気づいたら…!

虐待に気づいた方には、市などへの通報義務があります。障害福祉課へ連絡してください。

市の職員には守秘義務があります。通報した方の情報は守られます。

通報を受けた市は…!

障害のある方の速やかな安全確認、通報の事実確認、今後の対応を協議します。

虐待の早期発見・早期対応にご協力を

虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害のある方やその家族などに対する支援を開始することが重要です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 障害福祉課障害者支援係 ☎ 185

教えて！消費生活センター

劇場型の投資商品の勧誘にご注意を！

Q 教えて！

証券会社の社員を名乗る人から電話があり「A社の会社案内が届いていないか？届いたら連絡して欲しい」と言われましたが、届いていなかったのでもう答えました。

数日後、A社の会社案内に社債申込書が同封された封書が届き、再び証券会社から電話があり、「配当が良いA社の社債は、封書が届いた人だけが買える特別なものなので、A社の社債を代わりに買ってほしい。買ってくれたら3倍の値段で買い取る。」と言われました。

3倍の値段で買い取ってもらえるなら、買ってほしいと思っております。この話は信用できませんか。

A 答えします！

証券会社を名乗る業者や買取業者、社債発行会社などが劇場の役者のように登場し、言葉巧みに共謀して勧誘を行い、高額な投資商品売りつける詐欺的な手口です。注意してください。

トラブルに遭わないために

■ 劇場型勧誘のトラブルに遭った場合、解決は非常に困難です。「あなただけ」「必ずもうかる」「残りわずか」などの誘い文句を信じないようにしましょう。

■ 買取業者の実体は不明で、買取りが実行されたという例はありません。

■ 見ず知らずの業者から買い取ると勧誘されても、絶対に信じないようにしましょう。

■ 過去に何らかの投資トラブルに遭った人は、特に注意が必要です。

■ 内容が理解できない取引には、手を出さないようにしましょう。

■ 知らない業者や不審な業者から勧誘があつたら、契約する前に消費生活センターへ相談してください。

問合せ 消費生活センター

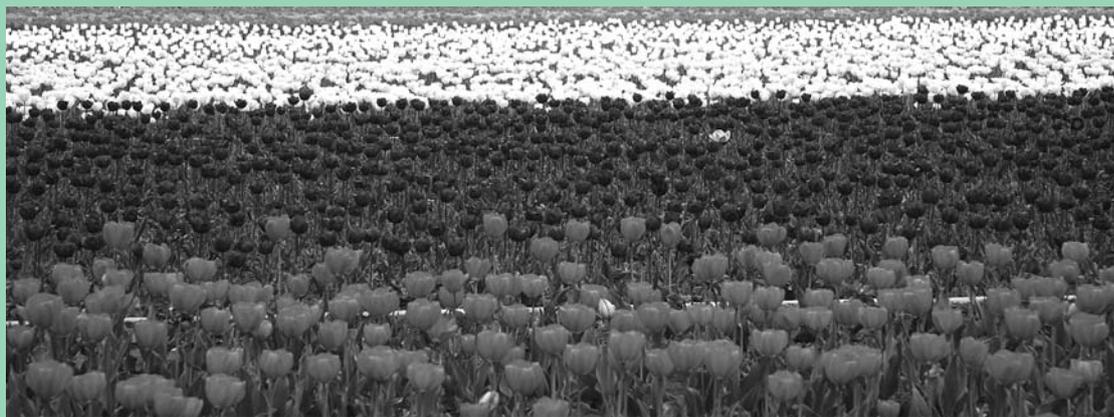
☎ 555-1111 ☎ 641

□ 消費生活センターでは、Eメールでの相談は受け付けていません。

困ったら、まず消費生活センターへ



根がらみ前水田の チューリップオーナー募集



関東でも指折りの規模を誇る「根がらみ前水田のチューリップ畑」。そのオーナー制度に参加しませんか。

チューリップ球根の栽培・管理などは、農家やボランティアの方がオーナーに代わって行います。

5月の球根掘取り、11月の球根植付け作業には、オーナーの方もぜひ、参加してください。

参加費 一口500円(何口でも可能です)

申込み・問合せ 11月2日(金)までに、直接羽村市観光協会(市役所西分室)へ ☎5555-9667

※11月3日(土)・4日(日)の産業祭会場でも受け付けます。

※企業・団体・個人、どなたでもオーナーになれます。
※今回の申込みは、来春(平成25年4月)に咲くチューリップのためのものです。



清里高原は、美しい紅葉の季節を迎えます。美術館巡りや紅葉を楽しむ「芸術の秋」、大自然の中でバーベキューを堪能する「食欲の秋」、ゴルフ・テニス・乗馬体験などを満喫する「スポーツの秋」など、それぞれの秋を楽しんでください。

清里周辺、八ヶ岳高原では、毎週さまざまなイベントが行われます。詳しくは、自然休暇村ホームページをご覧ください。

■ 臨時休館のお知らせ

平成25年10月15日から12月15日(宿泊分)まで、館内設備の改修工事を行うため、臨時休館となります。ただし、窓口のみ開館します。

■ 10月のKOYOMI湯

10月は、森林浴効果の「ヒノキの湯」です。ヒノキの香りには、清涼効果、生理機能の促進、二日酔いの軽減など、数多くの効果があります。



■ 予告イベント

北海祭り

毎年好評をいただいていた秋の「まぐる祭り」から、今年度は趣向を変えて「北海道の新鮮な魚介を食べ放題!」を行います。

景品を多数用意した抽選会も企画しています。ぜひ、参加してください。

日時 11月10日(土)午後6時～(夕食時)
料金 大人3,500円 こども2,300円(食べ放題・飲み放題付き)
定員 150人(先着順)

問合せ 自然休暇村 ☎0120-47-4017
☎0551-48-4017

良いな 自然はいいな